

公益社団法人群馬県薬剤師会会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県薬剤師会（以下、「本会」という。）定款第6条の規定に基づき、本会の構成、並びに入会及び退会に関し、必要な事項を定める。

(会員の構成)

第2条 本会の会員は、定款第5条の規定に基づき、正会員、賛助会員及び名誉会員とする。

第2章 入会等手続き

(資格基準及び手続)

第3条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別紙「第1号様式」の入会申込書に必要事項を記入し、当該年度の会費を添えて、地域薬剤師会又は職域等薬剤師会を経由して本会会長に提出しなければならない。ただし、正会員のうちB会員として入会しようとする者は、地域薬剤師会又は職域等薬剤師会の経由を省略することができる。

2 前項の入会申込書に対し、本会は、別表の資格基準により審査を行い、入会の可否を決定し、理事会の承認を受けなければならない。

3 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員の種類毎に、本会が管理する会員名簿(別紙「第2号様式」)に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、別に定める変更届を本会に提出しなければならない。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、本会が別に定める「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき取り扱わなければならない。

(会費等)

第5条 会費、入会金及び負担金等の金額やその支払い方法、並びに納期については、定款第9条第3項に規定し、別に定める会費規程による。

2 会費滞納に対する催告等に関する取扱いについては、前項の会費規程による。

3 第3条第3項の名誉会員については会費を要しない。

(退会事由及び手続)

第6条 会員は、定款第10条の規定に基づき、退会届(別紙「第3号様式」)を提出し、任意に退会することができる。

2 定款第12条により、会員の資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

また、定款第11条により除名された場合、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第7条 定款第12条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その再入会理由を記した書面とともに、改めて第3条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会を希望する者に対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを再入会申込者に通知する。

ただし、退会の際、未納の会費等が有る場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会を認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は再入会を認めないこととする。

3 5年以内に再入会を希望する者に対し、入会金を免除することができる。

第3章 正会員

(種別)

第8条 定款第5条第1項第1号に定める正会員の種別は次のとおりとする。

(1) 別表の資格基準に定めるA会員は、管理薬剤師又は薬剤師で本会に貢献を望む者とする。

(2) 別表の資格基準に定めるB会員は、薬剤師でA会員以外の者とする。

第4章 賛助会員

(種別)

第9条 定款第5条第1項第2号に定める賛助会員の種別は次のとおりとする。

(1) 薬局経営者で薬剤師でない者

(2) 薬剤師以外の医薬品等製造業及び卸売販売業等の関係者

(3) 医薬品販売に従事する者

(4) その他希望する者

第5章 名誉会員

(名誉会員)

第10条 定款第5条第1項第3号に定める名誉会員は、本会及び本会の目的の達成に功労のあった者に贈る栄誉の称号とする。

(推薦基準)

第11条 名誉会員の推薦基準は、原則として次のとおりとし、その基準を満たしている者の中から選考する。

(1) 70歳以上の者

(2) 本会の会長経験者

(3) 群馬県功労者表彰又は叙勲の表章を受けている者

(4) 国際的に顕著な業績をあげた者

2 前項で選考された者について、理事会の議を経て、会長が総会に推薦する。

(処遇)

第12条 名誉会員の称号を受けた者は、名誉会員名簿に登録する。

第6章 会員の特典

(会員の特典)

第13条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本会が発行する会報等を無料で配布を受けることができる。
- (2) ファクシミリ番号を登録し、ファクシミリ同報による次の情報提供を受けることができる。
 - a 偽処方せん等に関する緊急情報
 - b インフルエンザ等感染症に関する情報
 - c 日本薬剤師会に関する情報(日薬メールニュース)
 - d 薬機法改正等に関する情報
 - e 調剤報酬改定等に関する情報
 - f 各委員会の活動内容等に関する情報
- (3) 会員ホームページ及び県薬メールニュース等 による次の情報提供を受けることができる。
 - a 群馬県薬学大会及び県内で開催される薬剤師向研修会開催情報
 - b 社会保険委員会Q&A等調剤報酬情報
 - c 介護保険に関する情報
 - d 県薬斡旋図書(日薬斡旋書籍)情報
 - e 薬剤師求人情報
 - f 日本薬剤師会及び他都道府県薬剤師会からの情報
 - g アンチ・ドーピング及びスポーツファーマシストに係わる情報
 - h 常務理事会等に関する議事録等の情報
 - i 群馬県薬務課等からの関係法令等に関する情報
 - j 関東信越厚生局群馬事務所からの調剤報酬等に関する情報
 - k 群馬県国保連及び社会保険診療報酬支払基金からの情報
 - l 群馬県医師会、群馬県歯科医師会、県内医療機関及び関係団体からの情報
- (4) 本会が主催又は共催する研修会、講習会及びセミナー等に会員割引料金で参加することができる。
- (5) 本会の出版物を会員斡旋割引価格で購入することができる。
- (6) A会費会員については、委託契約により、一般財団法人群馬県薬剤師会環境衛生試験センターの医薬品検査センターを利用することができる。
- (7) 定款第41条に定める委員会の委員として、本会が行う事業に参加し活動することができる。
- (8) 群馬県薬剤師会が契約している顧問弁護士に法律問題に関する相談・指導を受けることができる。
- (9) 日本薬剤師会が行っている会員向けの特典を享受することができる。
 - a 薬剤師賠償責任保険に加入することができる。
 - b 個人情報漏洩保険に加入することができる。
 - c 共済部に加入することができる。
 - d 薬剤師国民年金基金に加入することができる。
 - e 薬剤師年金に加入することができる。

第7章 補 則

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経て総会の議決により行う。

(委 任)

第15条 この規程の施行に際し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。